

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能負担と、受益に応じて等しく賦課される応益負担から構成されております。その中で低所得世帯に対しては応益負担の軽減措置が講じられております。国民健康保険税は国保財源の根幹でありこれを確保して、国民健康保険の安定化を図ることは重要です。医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、今後も増大していくことが予想されておりますので国保運営に与える影響等を考慮しながら、保険税率につきましては慎重に検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、今後、国保制度において子どもの均等割保険料の軽減措置を導入するなどの取組が予定されております。国保制度全般において、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの法定外繰入を行うことは、長瀬町全体の財政のバランス、国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を鑑みると難しいものと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で

1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第77条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀬町国民健康保険税条例第26条で定めておりますが、今回のように条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となりますので、世帯の状況をしっかりと調査したうえで、適切に対応したいと考えております。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021年度も国の基準に基づきまして新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施しております。確実に周知をするため納税通知書に案内のチラシを同封し、町広報誌、HPにも掲載をしております。また、国の基準を緩和する制度の導入は、国保の健全財政を損なう恐れがあるため、現在のところ変更は考えておりませんが、近隣市町村の動向を勘案しながら対応していきたいと考えます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充につきましては他市町村の動向も踏まえ検討して参りたいと考えております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請者の負担が少なく、利用しやすい申請書の改善に今後も努めてまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

窓口負担の軽減制度(国保法44条)につきましては医療機関の現状等も鑑み、申請者が利用しやすいよう制度の充実に努めてまいります。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください。

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権

を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、無理のない額で分納が行えるよう配慮しております。また納付額に応じた短期保険証の交付も行っております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

滞納処分を執行するにあたっては、法令を遵守し個々の滞納者の資力や財産、生活状況等を把握するための実態調査を行います。給与等の差押えをする場合は法令を遵守したうえで行いますので、給与等の全額を差押えをすることはございません。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあらわれるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与等の事業を継続するために必要な資金であり差押えをするには法令を遵守したうえで実施することとなりますので、一方的に差押えをすることはありません。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

滞納者の中には、経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、当事者の生活実態に配慮して無理のない額で分納が行えるよう納税計画を作成しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

すべての被保険者が保険証がなく医療を受けられないということが無いよう、保険証を交

付しております。納税条件につきましては、国保事業の安定した運営を行っていく上で国保税は大切な財源となっております。すべての被保険者が安心して医療を受けられるためにも、今後も国民健康保険税の納付について理解を得られるよう納税相談など随時に行ってまいります。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

当町においては現在、保険証の窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

当町においては現在、資格証明書の発行世帯はありません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

令和2年1月1日より新型コロナウイルス感染症対策として国保加入者の傷病手当金の支給について条例で定め、適用期間も延長となり制度を実施しております。恒常的な施策としての条例改正については、国の動向を踏まえながら検討してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

財政支援につきましては、今後も安定した国保運営が行えるよう国・県へ要望してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

現在、被保険者代表2名、医療関係者代表2名、公益代表2名の6名で公正な国民健康保険運営協議会の運営を実施しておりますが、公募導入への問題点等勘案しながら検討してまいります。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

今後も国保運営協議会を継続させ、町民の意見が充分反映、検討されるよう協議会の運営に努力してまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査は、平成27年度より自己負担金がなくなり、無料で受診できます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診の集団健診と同時に肺がん検診、歯科健診、肝炎ウイルス検査を同時実施しております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

埼玉県の支援事業を活用し、過去5年間の受診状況に応じてタイプを振り分け、タイプ別に内容を変えた勧奨ハガキを送付して受診勧奨を強化します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診や健康づくり事業等に関する事業では、個人情報を扱うことが多くなります。今までと同様に、個人情報の管理には十分に留意して、実施していきます。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療窓口負担2割化につきましては一定の収入のある方が対象となります。今後、後期高齢者の増加や、医療費の増加が見込まれますが、後期高齢者の医療費負担は、9割近くを現役世代が支払う支援金や公費で賄っており、現役世代の負担軽減措置としての改正であります。後期高齢者医療加入者が大きな負担とならないよう、要請につきましても検討してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支

援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りや、健康状態の把握については、健診や事業を通じて行っております。治療についても、被保険者の受診控えが起こらないよう見守りや健康指導など今後も継続して行ってまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

後期高齢者の健康増進事業については、健康増進に関する施策や、介護予防事業など他機関とも連携をとりながら進めてまいります。また、令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を開始し、高齢者の通いの場に医療専門職の派遣を進めています。今後も事業を継続し拡充していけるよう努めてまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

人間ドック、がん健診の補助につきましては年間を通して実施しており、歯科検診は特定健診の集団検診時に同時受診できるようにしました。今後も健診の補助につきましては継続して行い、健診を推進していく上で、無料化につきましては今後の検討としてまいります。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

秩父地域保健医療・地域医療構想協議会やちちぶ医療協議会等の秩父地域の医療対策について話し合う場に参加しながら、要望をしていきます。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

前問と同様に、秩父地域保健医療・地域医療構想協議会やちちぶ医療協議会等の話し合いの場で対策を検討してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

通常の業務の加え、コロナ対策を実施しているため、人員が不足している状況です。会計年度職員等の採用により、一時的に人員を増やしておりますが、収束が見えない状況にあるので、今後の人員体制が強化できるよう検討してまいります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

町内に所在する高齢者施設に対し、施設内のクラスターの発生予防や重症化予防のため、町が購入したPCR検査キット（唾液採取用検査キット）を配布いたしました。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

まずは、ワクチン接種を進めていくことに重点を置き、ワクチン接種の効果を検討しながら、今後の感染拡大防止に備えて、大規模な検査を実施する必要性の検討や実施体制について検討してまいります。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

秩父地域1市4町と秩父郡市医師会で、定期的に話し合いを重ねながら、ワクチン接種体制について検討しているところでございます。希望する方になるべく早期にワクチン接種ができるよう、引き続き話し合いをしながら、実施してまいります。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

2021年度の介護保険料の改定で、年額3,360円の引き下げを行いました。引き続き介護保険料の適正給付を行い、住民の負担軽減に努めてまいります。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難となった世帯に対し、一定の要件の下、減免を実施いたしました。対象被保険者は9人で、減免した保険料の総額は

551,940 円でした。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料の減免につきましては、町の条例で規定しており、納税困難な世帯には、随時に納税相談を実施しています。また、状況によっては生活保護などの相談も受けられるよう庁内で連携をとっております。免除制度の拡充につきましては他市町村の動向も踏まえ検討して参りたいと考えております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

町では、自己負担額の1か月の累計が上限を超える場合は、高額介護サービス費を支給しています。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

被保険者の所得に応じて介護保険の負担割合を1割、2割、3割に決定しているため、所得に応じた応分負担をいただいています。また、自己負担額の1か月の累計が上限を超える場合は、町から高額介護サービス費を支給していますので、利用の抑制にはなっておりません。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難にならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費と居住費は収入の状況によって上限額の認定を行っていて、自己負担額の1か月の累計が上限を超える場合は、町から高額介護サービス費を支給しています。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

当町では、高齢者施設との連携を密にとっておりますが、特に新型コロナウイルスにより経営が悪化した事業所の等の情報は把握しておりません。今後、経営が悪化する事業所が出てきた場合には、無担保、無利子による新型コロナウイルス対応支援資金の融資等の活用

関する情報提供を行うなど、経営の安定化が図れるように助言、指導を行ってまいります。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

今年度は、国から県を通じて町に事業所用のマスク、手袋、アルコールの提供が複数回あり、配付済みです。今後、事業所の要望を汲み取り、必要に応じて、県にマスク、消毒液等の衛生材料の提供を要望いたします。そのため、町では、マスクの配布や衛生材料の提供は予定しておりません。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

埼玉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、高齢者施設等に対して定期的な検査の受検を要請しています。検査については、高齢者施設が県に検査の申込みをした場合、検査に必要な用品が直接郵送され、検査後に検査機関に郵送しています。検査費用につきましては、無料となっていますので、町といたしましては、必要な最新情報の提供及び県、高齢者施設との連携を密に行ってまいります。

また、介護施設従事者や入所者のワクチン接種はほぼ終了しており、通所サービスの利用者についても、ワクチン接種が順調に進んでおります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

介護サービスの現状と今後のニーズを見込んで、サービスの需要等を考慮しながら、サービス提供体制の整備を検討いたします。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域での生活ニーズが多様化していく中で、高齢者やその家族等が身近なところで気軽に相談ができ、各種保険・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターのさらなる機能充実を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度におきまして、日中一時支援事業を運営する事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症対策として補助金を交付しました。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査で陽性となった方への対応は、県が主体となって実施しております。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者施設の職員不足については全国的な課題であると認識しています。国、県と連携して、職員の確保策に取り組んでまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、現在65歳以上の高齢者に接種を行っているところであり、今後、基礎疾患を有する方等への接種が進められていく予定です。基礎疾患には、重度心身障害、重い精神疾患、知的障害、慢性の呼吸器や心臓病等が含まれており、対象となる疾患をお持ちの方には優先的に接種が行われることとなっております。

また、接種場所については、予約時に選択する事が可能です。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

障がい福祉計画において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を、秩父圏域1市4町の共同による整備することを目指しています。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

秩父圏域1市4町で共同して対応してまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の声を反映できるよう努めます。

3. 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

町内には入所施設等はありませんが、在住する障害者の数は把握しています。

グループホームにつきましては、障がい福祉計画において、民間事業者の参入を促進するとともに近隣市町と連携して広域的な設置に努めることとしておりますので、この方針により進めてまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭につきましては、普段からの見守りが必要であると考えております。民生委員、地元の行政区、障がい福祉サービス事業者、介護保険事業者、地域包括支援センター等と関係機関と連携しながら見守りしていくとともに、必要に応じて、各種サービスの利用に繋げていけるよう努めてまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害者支援施設利用者が、土日等利用して帰省している事例については、特に把握しておりません。

なお、施設入所支援を受ける障害者については、日中活動サービス以外の障害福祉サービスは原則として利用できないこととなっておりますが、一時帰宅時には、町が特に認める場合、施設入所支援の報酬が算定されない期間は、訪問系のサービスの支給決定ができるとされていますので、必要に応じて対応してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療助成制度は、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにすることで福祉の増進を図ることを目的としていますが、増え続ける医療費の公費負担を考えると一定以上の所得がある方については応分の負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。また現在長瀬町では県が示す所得は制限を導入しており、町独自で年齢制限や一部負担金等の撤廃を行う予定は現在ございません。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当町では、近隣市町村に先駆けて利用者の経済的負担や手続きの負担を軽減する目的から、平成28年10月1日に現行の秩父郡市に加え、深谷市、寄居町の医療機関へ現物給付のエリアを拡大しています。今後も近隣市町村の状況や必要に応じて、更なる現物給付のエリア拡大を検討していきます。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

当町では、2級まで福祉医療制度の拡充を導入すると財源の措置が厳しくなるとの埼玉県の見解から、導入については慎重にならざるを得ません。今後の近隣市町村の状況や埼玉県の指導に基づいて、必要があれば導入を検討する考えでございます。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

様々な障害で大変な思いをされている方、さらに二次障害によって日々の生活に苦難がある方の不安や悩みに寄り添い解決に向けた適切な支援が行えるよう、庁内の各担当が連携し理解、援助してまいります。

5. 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しています。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

自治体独自の持ち出し金額はありません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

登録利用者1名当たりの利用時間を年間150時間を上限としていますが、不足している利用者がおらず、また、利用時間を引き上げて欲しい旨の要望等もないことから、現在のところ拡充する予定はありません。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現在のところ実施予定はありません。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

機会をみて県に要望してまいります。

6. 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当町の福祉タクシー事業については、初乗り料金の改定を受け、令和2年度から利用券の交付枚数を増やし、24枚から28枚としております。

なお、概ね初乗り運賃相当額を助成する趣旨であることから、100円券の導入につきましては、現在のところ実施予定はありません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

対象者は、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者としております。現在のところ、対象者を拡充する予定はありません

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

機会をみて県に要望してまいります。

7. 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

名簿の掲載対象となる方は要介護認定3～5の方等の要件を定めていますが、本人が希望する際には掲載する事ができるようになっています。

また、掲載者の避難経路及び避難場所のバリアフリーにつきましては、個別計画を策定する際に確認してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所を整備につきましては、福祉避難所として利用できる施設の管理者等と連携しながら、引き続き進めてまいります。また、福祉避難所への避難者の直接受入れにつきましては、施設管理者との連携及び調整を進めるほか、要配慮者の個々の状況等を考慮しながら、検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害発生時に救援物資等を配布する場合は、在宅避難や車中避難をされている方にも情報が行き届くよう、様々な手段での情報発信に努めてまいります。また、配布場所までの移動が困難な避難者の方にも物資が行き届くよう、臨機応変に対応してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

現状では民間団体への要支援者名簿の提供は想定しておりませんが、在宅避難をされている要支援者への支援の実効性確保等を踏まえ、今後検討してまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害と感染症対策ではそれぞれに専門的知識が必要となるほか、職員数的にも新しい課を設置するのは厳しいことから、それぞれの担当課で対応しておりますが、日頃から災害発生時の感染症対策等について情報共有を行っておりますので、今後も引き続き協働して、災害対応や感染症対策等に当たってまいります。

8. 福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

現在のところ障害福祉関連事業の新設、削減、廃止などは考えておりません。引き続き必要な予算を確保できるよう努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れたい待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

潜在的な待機児童も含め、認可保育所に入れたい待機児童はいません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員の弾力化（受け入れ児童の増員）は、定員の120%を超えない範囲で受け入れており、最大で194人（32人増）は受け入れ可能となります。ただし、所要保育士の人員を確保しつつ調整しておりますので、年齢別は確定できません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、町内においては待機児童はいません。また、町内にある2か所の保育所と1か所の認定こども園（いずれも私立）で需要と供給のバランスも取れているものと考えておりますので、現在のところ、保育所を新設・増設する予定はありません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

入所希望者はみなさん入所しています。今後も現状のとおり進めてまいります。また、町独自で補助金を支給しており、引き続き実施していきます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設はありませんが、該当することとなった場合には検討します。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

保育所等（保育所2園、認定こども園1園。いずれも私立。）では、感染症対策に細心の注意を払いながら運営しており、保育を行うにあたり、可能な限り密とならないよう配慮し、日々工夫を重ねながら実施しているところです。なお、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育等を継続的に提供していくために必要な経費を賄うため、保育所等に補助金を交付する予算を確保しているところでございます。保育所等において、これらの補助金を十分に活用いただき、引き続き、子どもの安心・安全を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

また、従来から保育所等において、子どもやその保護者に支援が必要と感じた場合には町に報告をいただき、町において、必要な措置を講じる体制を整えております。引き続き、保育所等と連携を密にし、子どもや保護者ひとり一人にきめ細やかな支援ができるよう努めてまいります。

コロナ禍において、きめ細かな保育を実現するため、保育所と連携を図り進めております。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童についても保健師等と連携を図りつつ、保育所入保育所等（保育所2園、認定こども園1園。いずれも民間。）では、感染症対策に細心の注意を払いながら運営しており、保育を行うにあたり、可能な所が必要であれば対応できるように進めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

待機児童がいない状況にあっても保育士の確保は大事なことであり、全国的な課題であると認識しています。国、県と連携して、保育士の確保策に取り組んでまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

0歳～2歳児の保育料は、普通世帯であっても非課税世帯は無料とし、保育料が高額である多子世帯（3人以上）の第3子以降は無料としています。

また、給食食材費（副食費）の実費徴収は、低所得世帯（年収 360 万円未満相当）については免除しています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

町内に認可外保育施設はありません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育に格差が生じないように、引き続き必要な支援等を実施します。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

放課後児童クラブ室の児童増加に伴い、令和 2 年度に長瀬一小放課後児童クラブ室の拡張を行い、受入人数の増加を図りました。引き続き、必要とする世帯が入所でき、受入基準に沿った運営を行ってまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

長瀬町に設置している放課後児童クラブ室においては、18 時 30 分以降の開所をしていないこと、また、フルタイムで勤務する職員がいないことから両事業の該当はありませんが、該当することとなった場合は検討してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

機会をみて県に要請します。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

平成28年10月1日から長瀨町では子ども医療費助成制度(18歳に達する日の以後最初の3月31日まで)について、自己負担分の助成を拡大しております。引きつづき継続してまいります。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

財政支援と制度の拡充について国・県に対しては機会をみて要請してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

「生活保護のしおり」については、引き続き、適切な場所に設置してまいります。町では生活保護の相談及び申請書の進達事務等を行っており、「しおり」の作成については埼玉県にて行っているため、引き続き、県と連携して取り組んでまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

町では生活保護の相談及び申請書の進達事務等を行っており、生活保護の認定等の事務については、埼玉県秩父福祉事務所が行っております。今回いただきました要望につきましては福祉事務所に伝えるとともに、引き続き申請者に応じた対応がとれるよう連携を図ってまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

「保護決定・変更通知書」は県にて作成・交付しておりますが、不明な点等については相談を受け付けております。引き続き、受給者に寄り添った対応をしてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーに関しても県にて管理しているため、県と連携し対応してまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

福祉事務所と連携をとりながら申請者に応じた対応がとれるよう連携を図ってまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

町では、各部署が連携して生活困窮者への対応を行っております。引き続き、各部署との連携を図り、地域の生活困窮者の状況を把握し、適切な対応を行ってまいります。

以上